

熱海市公募型物品見積合せ執行公告

下記の物品購入について、見積合せを行うので、熱海市会計規則及び熱海市契約規則の規定に基づき公告し執行する。

令和6年2月6日

熱海市長 齊藤 栄

記

1. 見積合せ執行者 熱海市長 齊藤 栄
2. 見積合せに付する事項
 - (1) 見積番号 総(物)見積第 157 号
 - (2) 品名 非常用飲料水
 - (3) 規格・数量 別紙仕様書のとおり
 - (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり
 - (5) 納入期限 令和6年3月29日
3. 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熱海市入札参加資格登録の「物品役務の提供等」に登録があるもの。
 - (3) **熱海市内に営業所を有するもの。**
 - (4) 熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱(平成4年熱海市告示第49号)に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
4. 見積合せ仕様書等の配布方法及び配布場所
熱海市ホームページ及び熱海市総務課総務検査室による。
5. 見積書提出期限 **令和6年2月13日 午後4時 必着**
6. 見積書提出場所 熱海市中央町1番1号 熱海市役所4階 総務課 総務検査室
電話0557(86)6097 FAX0557(86)6034
7. 見積書提出方法 提出場所へ持参、郵送(信書便含む)又は、ファックスで送信して下さい。
※提出期限に間に合わないものは無効とします。(見積参加者の責任とする。)
8. その他
 - (1) 見積書は、当市指定様式を使用すること。
 - (2) 総額表示で(消費税込み)で見積もること。(税込金額を見積書へ記入して下さい。)
 - (3) 消費税を加算した金額に1円未満の端数があるときは、端数処理をした額で見積もること。
 - (4) 見積合せ結果は、落札業者にのみ連絡するのでご了承下さい。
 - (5) 落札金額等については、熱海市ホームページにて公表します。
 - (6) 見積書を持参又は郵送する場合は、封筒に見積番号、品名を明記すること。